

議案第 9 2 号

亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止について

亀山市交通遺児援護金給付条例を別紙のとおり廃止する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市交通遺児援護金給付条例を廃止する条例

提案理由

条例の廃止について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市交通遺児援護金給付条例を廃止する条例

亀山市交通遺児援護金給付条例（平成17年亀山市条例第91号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の亀山市交通遺児援護金条例第8条の規定による受給資格の認定を受けた者に対する亀山市交通遺児援護金の給付については、なお従前の例による。